

主任技術者の専任に係る取扱いについて

伊予市総務部財政課

請負金額 4,500 万円以上（建築一式 9,000 万円以上）の建設工事に配置される主任技術者に求めている現場毎の専任の要件について、当面の間、緩和する特例措置を実施します。

1 金額要件引上げの内容

請負代金が 4,500 万円以上（建築一式 9,000 万円以上）の工事においても、**工事現場の相互の間隔が 10km 以内の工事 2 件について、主任技術者の兼任を認める**こととします。

①工事現場の間隔 10km について

工事現場相互の最も近い地点間の直線距離が 10km 以内の工事とします。

ただし、工事発注者が適切な施工が確保できないなどの理由で兼任が認められないと判断した工事については、距離要件を満たしていても、この特例措置の対象外とします。

②兼任対象の工事について

愛媛県内において施工される、国、県、市町、民間等全ての発注者が発注する工事と伊予市の工事との兼任を可とします。

また、既に請負契約し工事に配置されている主任技術者と、今後、伊予市が発注する工事の主任技術者との兼任についても、契約済の工事の発注者が兼任を可とする場合は認めるものとします。（ただし、伊予市以外の発注者が緩和措置をどのように実施するかは、各発注者に確認する必要があります。）

2 注意事項

今回の緩和措置は、主任技術者配置工事に適用されるもので、**監理技術者配置工事や営業所専任技術者は対象外**とします。

建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められる場合は、現場間距離が 10 km 以内の 2 件まで現場代理人との兼任を認めます。ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要な工事は、下請契約請負代金が 5,000 万円以上（建築一式 8,000 万円以上）です。